

# 坂本茂雄 県政かわら版

2004  
8月  
NO. 6

<坂本茂雄県議会だより>  
■高知市丸ノ内1-2-20  
県議会内県民クラブ控室  
TEL 088-823-9523  
FAX 088-823-9063

7月県議会

## 県民サービス直撃する三位一体「改革」 聖域なしで知事公約施策の検証も

### 『年金改革法』の 意見書は否決 実施中止を求める

県議会7月定例会は、7月13日に開会し、執行部案を一部修正した県政改革案をはじめ、執行部提出議案では16年度一般会計補正予算など15議案を全会一致で、市町村合併に関する条例など17議案を賛成多数で可決し、また、議員提出の「あつたか高知観光条例議案」と「障害のあるすべての子供たちの豊かな発達を保障する教育条件整備を求める請願」は全会一致で可決または採択して26日に閉会しました。

議員提出の意見書のうち5本は全会一致で採択したものの、「年金『改革』法の実施を中止し、年金制度の充実を求める意見書」は残念ながら賛成少数で否決されました。特に、今定例会は三位一体改革のもとでの財政運営の厳しさが強調されているにも関わらず、知事には自治体切り捨てを許さず、地域の声を必死になって政府に届ける姿勢が見えませぬ。

その一方で、財政再建団体にならないために、「できればあった方がよい」といったレベルのものは、原則として断念するか、凍結をした上で、県が行う仕事は、「県民生活の



県民クラブを代表して2度目の本会議質問に立つ坂本議員

### 県は9月中旬に財政危機 への対応指針を公表予定

根幹を支えるもの」「県の発展のためには不可欠なもの」に限定するくらいの覚悟が必要だと県民サービスの切り捨てやサービスの担い手である職員給与の引き下げなどに大きくシフトしようとしています。このような判断をする前に、知事は自ら実施してきた政策の中に過ちはなかったのか、今からでも中断すべき施策はないのかなどを県民に明らかにすべきだという声も多くあります。

いずれにしても、これからは、県民や職員に負担を強いる以上は、知事の「必死」の姿勢を県民に示すことが求められると思います。

(二面に続く)



また、今後とも県政への提言等いただきますよう、お願い申し上げます。

坂本茂雄

とは、まだ暑い日が続いていますが、秋の気配が少しずつ感じられます。体調を崩さないよう、引き続き健康にご自愛ください。

# 教育基本法見直しの動きとの連動を危惧



## 一部修正でようやくやく成立 健やかな育ちを支援する社会づくりへ

2月定例会以降、継続審査となっていた「こども条例」は、一部修正の上成立しました。

審査における議論の過程では、「子どもの権利」を巡って様々な議論がされましたが、本質的には審議直前に県議会に提出された「こども条例議案の制定反対について」とする陳情書に記されているような「戦後教育荒廃の原因である教育基本法の見直しを多くの親たちは願っている」というところにあると思えます。

また、複数の会派が、審査の中で問題視していた第7条「こどもは(中略)ありのままの自分でいられるように、ゆつくり休んだり、遊んだりすることができ」を削除。第8条の「有害な環境から逃れる権利がある」を「有害な環境に直

面している場合は、その環境から守られることができる」に、また第20条の

「こどもの意見が大人と同等に尊重される」を「こどもの意見が適切に尊重される」にそれぞれ修正した修正案についても、心から賛同できるものではありませんでしたが、修正案を否決すれば原案そのものも否決されることになりかねず、修正案に賛同し、条例制定をめざしました。結果的には修正案が委員会、本会

議でも賛成多数によって成立しました。今後は、大人が本気でこどもたちと向き合い、学校、家庭、地域でこどもたちの育ちを支えながら、条例の趣旨が社会に根つき、高知県こどもの環境づくり推進計画の具体化が図れるような取り組みを進めていきたいと思えます。

なお、代表質問における教育関連の概要は下記のとおりです。



多くの県民が傍聴に駆けつけた総務委員会の審議。

### 知事発言で 自粛傾向が 所感雑感

本定例会では、昨年の9月定例会以来、二度目の代表質問をさせていただきました。詳細は2～6面にかけて、報告させていただいています。

知事が、開会冒頭に三位一体の改革のもとで本県の財政状況の厳しさについて、「財政危機宣言」を行い、財政再建団体だけにはなりたくないとの意思表示をしたため、各議員とも新たな事業展開を求める提案などは自粛傾向にあったように思えます。

このことが、県民サービスの後退につながるような県政運営だけは求め続けなければと考えます。

### 環境政策委員会

【坂本議員】①家庭での養育が困難な状態の要保護児童が心身共に健やかに育つため、暖かい家庭的な雰囲気が大切であり、里親制度は施設などでの保護と並んで重要な役割を果たしている。今後、里親制度の啓発と里親登録の促進を図るための対策を講じるのか聞く。

②CAP(子どもへの暴力防止プログラム)では、子どもの自尊感情を高めた上で、「嫌という」「逃げる」「相談する」など暴力への対処法を身に付けさせるとともに、保護者や教師の側にもそのことを受け止めることができるよう取り組んでいる。現状では、二一スに比べられるスタッフの育成が求められる。来年度に向け、CAPを教育現場

で活用していくための方策と人材育成のための支援が検討できないか。

③ ことも条例が継続審査になって以降、条例案がどのように受け止められているか。また、継続審査となっていることがどう思われているか聞く。

① 【健康福祉部長】 里親制度の広報は冊子やポスター等で行ってきた。里親のご苦労や喜びの経験を許される範囲で様々な機会を捉えて語っていただく場づくりなどの検討に加えて、マスメディアや民生児童委員、子ども支援ネットワークの皆さん等、地域の様々な方々のご協力をえることで、広く県民の皆様へ里親制度について知らせていく。

# 代表質問から

(抄録)

## 三位一体改革、アウトソーシングなど

【坂本議員】 ① 義務教育費の国庫負担金については、義務教育に対する国の責任を果たすという大きな枠組みで財源確保をしつつも、可能な限り地方の自由度を高めることへの制度改革を進めるべきと考えるかどうか。

② 知事は「『できればあった方が良い』といったレベルのものは、原則として断念するか、凍結をした上で、県が行う仕事は、『県民生活の根幹

# CAP(子どもへの暴力防止プログラム)の活用・支援を

② 【教育長】 こともたちが自らの意志で暴力への対処法を身につけるCAPのプログラムは、県内の学校でもすでに数校で取り組まれており、こうした問題を解決するための有効な手段のひとつではないかと強い関心を持っている。

県教委では、人権教育指導資料学校教育編の作成委員に高知CAPの代表者の方に入っていたらいい。また、本年度は、高知CAPに文部科学省の家庭教育支援総合推進事業の委託をお願いし、高知市を中心に保護者や児童生徒に対して暴力防止の知識や技術の普及に協力いただいている。人材の育成が大きな課題だが、本年度の委託事業の実績等も参考に、これからの取り

組み方を研究させていただきたい。

③ 「こともたちを取り巻く深刻な状況を憂慮して条例を制定し、県民全体でこどもを育てていく気運を高める環境づくりを進めることが必要である。理念を広めるだけでなく条例の中に定められている推進計画を作成することにより、実効性のある取り組みが急がれる」等の意見が多かったと受けとめている。「継続審査」については、早く決着し課題に取り組みすべきとの意見もあつた。県民はこともたちを取り巻く環境の厳しさを踏まえ、高知県の全てのこともちが健やかに育つための取り組みが一日も早く進むことを期待していると受けとめている。

を支えるもの』『県の発展のために不可欠なもの』に限定するくらいの覚悟が必要だ」との考えだが、どのようにして、その区分をしていくことができるのか。

③ アウトソーシングされようとする業務が委託になじむのか、委託先が受け皿としてふさわしいのかなど、議会にチェック機能を持たせることについてどのように考えるか。

④ アウトソーシングをする際、コスト比較の中で常に犠牲を強いら

れるのは、そこで働く者である。委託業者に対して、そこに働く労働者の労働条件への十分な配慮をすることともに、そのチェックが可能なか聞く。

① 【知事】 私は、国が財源を保障する限り一般財源化された方が地域の実情に合った、より柔軟で質の高い教育を実現できるはずだという考え方。一方で、いかにすればこの財源の保障が確保されるのかは国という相手のある問題であり、特に小規模校や加配の教員の

数が多い本県にとっては、特に慎重な見極めが必要。

また、国に対して財源保障の約束を決して反故にさせないだけの、確かな条件付けが必要だと考える。

② 前年度をベースに予算を考えるのではなく、全ての事業を一端ゼロにした上で、必要なものだけを積み上げ直すという発想で取り組む。あらかじめ何らかの基準を設けて既存の一つひとつの事業を分類するといったやり方は考えていない。それぞれの分野ごとに県民生活の根幹を支えるものや、県の発展に不可欠なものは何かといったことを改めて議論する。

## 本員 坂議 義務教育費の国庫負担堅持を

## 財源保障の確かな担保が必要

知事

(四面下段に続く)

### 中央病院の跡地利用策など

【坂本議員】①知事のいう「施設の廃止」との関係でいえば、今後さらに他の施設への転用とか処分をしなければならぬ。その際、廃止の先



来年2月末で閉院となる高知中央病院

### 中国残留孤児・帰国者支援など

【坂本議員】①中国残留孤児等の支援策について、関係者の意見・ニーズを聞くとのことだが、現状はどうなっているか。また、今後どのように進めていくのか。

②長野県では、今年度から県単独事業として「中国帰国者愛心使者事業」として、一人月額3万円の給付金を給付し始めた。経済的援助も中国帰国者への支援策の選択肢として検討を求める。

①【健康福祉部長】中国からの帰国者の意見やニーズは、帰国者から直

### 本員 防災目的の活用など有効利用を 借入金処理のため売却の考え

にある地域・県民ニーズに応える有効な活用、また、有効な処分計画も持ちつつ廃止検討をすべきと考えるがどうか。

②県民が注目している中央病院跡地については、市内中心部の極めて広大な面積を有しており、その行く末については市民や高知市などから防災目的の活用などの要望もある中、県をあげて県民のための有効な活用または有効処分を図る姿勢を持たなければならぬと考えるがどうか。

【知事】①県が運営している様々な

接話を聞くとともに、県が設置をしている就労生活相談室の相談員や中国帰国者の会の方に聞いた。就労や日本語の習得、住宅の確保等に加え、特に医療や介護といった高齢化に伴う生活不安の声が寄せられている。今後は従来の相談に加え、帰国者の会等と直接出向くなど、きめ細かに話を聞き、中国語版の医療や福祉のパンフレットづくり等、今後の具体の取り組みに活かしたい。

②【知事】中国からの帰国者の方々  
が言葉や文化、経済的な問題など今なお厳しい状況にあることは承知している。経済的支援は基本的には国の責任で行われるべきもの。お尋ねの給付金は長野県だけが実施しているもので、本県の危機的な財政状況も合わせて考えると、実施は難しい。部長も答えたいような本県の実情に即した支援をしていく。  
また、議員の思いを充分受けとめ、何ができるかどうか検討させていた

知事

### 本員 帰国者への経済的援助の検討を 坂議 国の責任であり、給付は困難

知事

③【総務部長】委託を行う場合、その事業の内容等に関しては、法令に基づき予算案の審議の場などで説明させていただく。今後本格的なアウトソーシングを進める際には、県の業務の流れを大幅に見直すことになるので、その内容や改善効果、事業所との役割分担等について十分に示して、議論いただくことが必要。また、委託業務を履行する能力を有する事業者を適切に選別していくため、受け皿の審査要件や発注の際の資格要件といった基本的な方針についてもその都度議会に説明したい。

④【知事】委託先に対しては労働基準法や労働安全衛生法等、法令上の全ての責任を負って取り組むことを条文に定めるよう検討する。

あまりの長時間・低賃金が労働基準法や最賃法に触れることがあれば、当然対処をしなければいけない。一般的に県の様々な職場の労働条件に比べて、議員ご指摘のような劣悪な条件があつてはならず、何らかの形で県として関わっていくことは否定できない。

### 知事の政治姿勢、県政運営

【坂本議員】①高知新聞社による世論調査で百条委員会に関して、知事の姿勢を尋ねたところ、「説明責任を果たすべき」「何らかの結果責任を取るべき」との回答が78%で、「知事に責任はなく妥当な姿勢」と「昔のことなので知事の姿勢は仕方がない」という容認姿勢は二割足らずであった。百条委員会の場で質問に答えることは、説明責任を果たすことにはならないのであれば、いつの段階で説明されるのか聞く。また、説明責任を果たすためには、自らも調査しなければ、説明責任を果たせないと思うがどうか。

②知事部局対象の「人事に関するアンケート」で、「三割がやりがいを感じていない」との結果について、どこに問題があると受け止めているのか。単なる意識改革という言葉でなく、具体的に組織改革をどのように進めるのか聞く。

①【知事】これまでも機会を見て県民の皆様に説明責任を果たしていきたいと言っている。ただ、説明責任を果たすべき時期や方法はまだ具体的には決めていない。

言われるような調査といったこととは別に、自分なりにできるだけの説明責任を果たしていきたい。

②三割がやりがいを感じていないという結果は現実として受けとめ、少しでもこの数字を減らすよう努力する。職員がやりがいを感じられるよ

うにすることが大切で、それを成し遂げたことを適正に評価するだけでなく、その評価を職員にフィードバックしなければならぬ。

仕事にやりがいを感じられるよう

### 本員選挙資金疑惑は自ら調査を 自分なりに説明責任を果たしたい 知事

昨年10月の百条委員会での調査開始以来、23回（8月5日現在）にわたる委員会、そして知事をはじめ延べ36人に及ぶ証人尋問を終え、報告書を取りまとめることになりました。

しかし、選挙資金として町田後援会長からの一億円を借り入れ、返済のため建設業者から裏金を調達し、見返りとして県発注の坂本ダム建設工事を談合で受注させたという構図の中で証拠によって事実確認された部分と傍証のみにとどまっている部分など濃淡があります。

そのような中でも、私は、ポイントとなるのは次の三点ではないかと思っています。

第一は坂本ダム工事をめぐる談合の認定についてであります。

これについては、物証も少なく、証人尋問でも関係業者が全面否定しているという状況にあります。私としては、これは当初から予定されたことであり、建設業者の内部告発でもない限り確証はえられないものと思っています。しかし、過去の裁判例でも「談合の直接的な証拠がなくとも間接的な事実を総合することによって、談合の事実を証

な県庁組織にするため、県庁という組織として職員をどのよう

に育てていくのかが重要で、人事制度の見直しの中であわせて具体的な検討をしていきたい。

知事

明する方法を認めている」ことから、同様の手法による作業を積み上げることとで、談合の事実を推定することは可能ではないかと思っています。

第二は、町田後援会長と貸借関係にあった一億円の問題についてであります。

### 坂本ダム等に関する調査特別委

## 県民が納得できる 報告書のとりまとめへ

### 談合の有無、一億円の使途 知事の関与等がポイント

知事は町田後援会長から借りた一億円が選挙のために使われたかどうかについて、口を濁していますが、橋本大二郎氏の政治団体、及び選挙収支報告の内容からも選挙目的のために使ったことは明らかだと思えます。①収支報

告上に表れている支出だけでも合計で約九四〇〇万円ですが、実際の支出は一億円をはるかに上回るものであったことは、様々の証言や当時の記録から、容易に推測できます。②収支報告上の収入部分に、虚偽の記載が多く（このことは、過去の証言で明らかになっている）、表に出せない収入が多々あったことが推定されます。③虚偽の証言をした町田後援会長は、「二期目には五〇〇万円を貸し、三期目には一〇〇〇万円貸している。さらに四期目には五五〇万円の貸与と、一五〇万円の寄附」（県公報・収支報告より）をしており、一期目のみ「小銭以外寄附していない」ということはありえませんが。

第三は、上記の二点に知事が関与していた点についてあります。

知事は、一連の資金捻出や処理方法について「笠氏から相談も報告も受けていない」と関与を全面否定をし、「支援の輪の中で応援してくれるものと受け止めていた」と、証言しています。しかし、少なくとも町田後援会長の一億円については、笠氏の一存で貸借できるものではなく、町田証人の偽証告発捜査とともに知事の関与が解明できるものと考えます。

次に、平成4年当時、笠氏と業者の関係に知事が強い懸念を持っていたことを明らかにしました。状況によっては「職を辞すべきだとも考えた」との証言にあるように資金調達の経緯の疑問などについて承知していた部分

が皆無とは言えず、知事の関与・関与は全面的に否定しうるものではありません。

以上、委員の一人としての私見の見解です。

県民が納得できる結論を導き出すのは相当の困難を伴うかもしれませんが、これまでの一年間の調査を無にしないためにも、真摯な議論で報告をまとめあげたいと思えます。

## 県が南海地震対策基礎調査を見直し

# 死者9,600人、家屋全壊81,600棟の被害試算に

議会活動の中でも、南海大地震対策に力点を置いている坂本県議は代表質問の中で下記要約のとおり質問しました。

また、定例会中の総務委員会では、執行部から「第2次県地震対策基礎調査」で試算した南海地震が単独で発生した場合の被害想定結果が報告されました。

最悪のケースで、県内の死者は約9,600人、家屋の全壊は約8万1600棟

に上るなど中央防災会議（内閣府）の東南海・南海地震「同時発生モデル」の被害想定が1・5倍となります。県は、これまでも地震像を明らかにした上で、諸対策を講じてきましたが、今回の「単独発生モデル」を基礎資料として今後の地震防災対策を講じる方針となっています。

詳細は、県危機管理課にお問い合わせください。

72.5%の事業所等が地震対策計画を策定

## 避難訓練の積み重ねが重要

### 求められるきめ細かな防災対策

#### 南海地震対策について

【坂本議員】①事業所が津波から顧客や、従業員等を守るために東南海・南海地震対策計画を策定してきたが、策定状況の現状と未策定の事業所に対する働きかけをどうするのか。また、これらの計画は、実態に即したものとするため、どのように中身を充実させるのか。

②昨年も多くの新規事業に着手しているが、進捗状況が順調で、成果の上昇している事業にはどのようなものがあるのか。

③南海地震対策の条例化は、一定のレベルの高まりを待つのではなく、条例を柱に様々な対策を打ち出すべきと考える。条例の策定過程に、多くの県民を参加させることで、条例が出来た時には条例が県民のものになるというぐらいの気持ちで手がければ、今からでも早すぎることはない。条例化に取り組み決意を聞く。

④【危機管理担当理事】この計

画は県内二〇四九の対象事業所や学校毎に策定を求めており、七月八日現在では一四八六事業所七二・五%の事業所で策定済み。未策定の事業所に対して、個別に訪問し、計画の意義や策定方法を説明すること等により策定を求める。すでに計画を策定した事業所は、まず避難訓練を行っていただきたい。避難訓練により様々な課題や問題点が把握でき、それを計画に反映することで中身を充実させていた

②基礎的な調査として地震度や津波による物的・人的な被害の想定と、詳細な水深予測・浸水予測に取り組んだ。浸水予測については、H15・16年度の二ヶ

年で実施するもので、調査により今年度には県内での被害や沿岸域での津波の軌道等、次の南海地震による揺れや津波による影響の全体像が明らかになる。

自主防災組織の育成としては、この一年間で一二八組織が増加し、避難所や避難路の整備避難標識の整備が進み、避難態

#### 編集後記

7月定例会は、参院選挙終了後となった関係で、9月定例会までの間隔が、通常より短くなっています。9月定例会は、9月21日に開会予定となっていますが、百条委員会調査の報告がなされるため、相当の関心が集まるものと思われま

県民のみなさんが納得いくような調査報告のとりまとめがなされなければと思います。

勢の充実を図った。個人住宅の耐震診断は、高知市・南国市・香北町で予定していた対象戸数二〇〇戸を上回る要望があり、急ぎよ三二〇戸に対象を増やした。今年度は対象戸数を一八〇〇戸に設定し、実施予定の市町村も34市町村と見込まれる。

③【知事】取り組みの基本となる条例の必要性や、県民や企業の参加の下でその条例をつくり上げていくことの意義はよく理解できる。

今しばらく準備期間をおいた後に、条例の制定に向けての取り組みをしていくことが、よりよい条例づくりにつながると考えている。決して条例化を否定しているわけではない。できるだけ早く坂本議員が言われるような条例化に向けての取り組みが進むよう庁内での検討を進めていく。